

農地法の申請手続きについて

★ 農地の所有権移転や農地以外への転用には、農地法の許可が必要となります ★

農地を農地として売買・貸し借りする場合、所有農地を宅地や駐車場に転用する場合、他人の所有農地を取得又は借りて宅地や駐車場に転用する場合、いずれも農業委員会に申請を行い、許可を得る必要があります。その際、申請地の事実確認について、担当地区の農業委員の確認書が必要となります。担当地区は下記のとおりです。また、農地法の申請以外の農地に関するご相談については、農業委員の他、最寄りの農地最適化推進委員まで、お気軽にご相談ください。

農 業 委 員			電話番号	担当地区	
農業委員氏名			電話番号	担当地区	
もち	づき	てる	あき	64-2400	中野区
望	月	昭	秋		
こ	いづみ	りゅう		64-3631	本郷区
小	泉	隆			
はぎ	はら	まさ	あき	64-2459	成島区、柳島区
萩	原	正	明		
はや	かわ	りょう	いち	64-2729	南部区、大塩区
早	川	良	一		
さ	の	とし	あき	64-4322	内船上区、中区、下区
佐	野	敏	明		
さ	の	かおる		66-2705	井出区、十島区
佐	野	薫			
ひさ	たか	えい	し	64-4331	佐野区
久	高	栄	司		
さ	の	きょう	へい	66-2844	楮根区
佐	野	恭	平		
もち	づき	たか	よし	66-3355	文京区
望	月	賢	芳		
もち	づき	みつ	みつ	66-2151	中央区、天王区、御堂区、向田区
望	月	充			
やま	ぐち	たか	みち	66-2761	皐月区、徳間区
山	口	孝	道		
もち	づき	みつ	ひこ	67-3120	朝日区、富士見区
望	月	光	彦		
いち	のせ	たつ	し	67-3458	元宿区、新宿区
一	瀬	辰	治		
なべ	た	じゅん	こ	67-3564	陵草区
鍋	田	順	子		

農地法の申請には、申請書の添付書類として、印鑑証明書、登記簿、公図等がありますので、役場産業振興課内農業委員会にて申請書様式をお受け取りの際に、ご確認願います。

農地法申請のお問合せ

南部町役場分庁舎

産業振興課内

南部町農業委員会事務局

☎64-4839(直通)



管理出来ない農地があっても困っている、農業をしてみたいが農地が無い、作物の作り方がわからない等、農業に関するご相談に応じます。

農地最適化推進委員

推進委員氏名			電話番号	担当地区	
あし	かわ	ゆき	あ	64-4008	睦合地区
芦	川	幸	雄		
み	さわ	くに	ひろ	64-4210	睦合地区
三	澤	國	博		
き	うち	かず	ひこ	64-2573	栄地区
木	内	和	彦		
なか	がめ	のり	かつ	66-2066	福士地区
仲	亀	訓	勝		
さ	の	まさる		67-3021	万沢地区
佐	野	勝			